

第2委員会報告資料

報告第46号 学校給食に係る和解に関する専決処分について
・・・・・・・・P 1

報告第47号 学校給食に係る和解に関する専決処分について
・・・・・・・・P 2

壱岐小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について・・・・・・・・P 3

福岡市立小学校空調整備事業に係る特定事業の選定について・・・・・・・・P 14

平成26年9月
教育委員会

報告第 46 号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 26 年 7 月 1 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成 26 年（ハ）第 3049 号
学校給食費請求事件

2 和解の相手方

※個人が特定される情報については
掲載していません

3 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、本件債務として、合計 158,266 円（内訳は次のとおり）を支払う義務があることを認める。
滞納学校給食費 105,586 円
第 1 回口頭弁論期日までの延滞金 48,750 円
支払督促申立手続費用 2,930 円
訴訟手続費用 1,000 円
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。
ア 平成 26 年 8 月から平成 29 年 2 月まで毎月末日限り 5,000 円ずつ
イ 平成 29 年 3 月末日限り 3,266 円
- (3) 本市と相手方は、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方が第 2 号の分割金の支払を 2 回分以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第 1 号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払う。
- (5) 本市は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

報告第 47 号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成 26 年 7 月 10 日次のように専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成 26 年（ハ）第 3197 号
学校給食費請求事件

2 和解の相手方

※個人が特定される情報については
掲載していません

3 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、本件債務として、合計 130,135 円（内訳は次のとおり）を支払う義務があることを認める。
滞納学校給食費 89,235 円
第 1 回口頭弁論期日までの延滞金 37,970 円
支払督促申立手続費用 2,430 円
訴訟手続費用 500 円
- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。
ア 平成 26 年 8 月から平成 27 年 1 月まで毎月末日限り 20,000 円ずつ
イ 平成 27 年 2 月末日限り 10,135 円
- (3) 本市と相手方は、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方が第 2 号の分割金の支払を 2 回分以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第 1 号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成 21 年 9 月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 4 条の規定により計算した各延滞金を支払う。
- (5) 本市は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

壱岐小学校講堂兼体育館改築等工事請負契約の締結について

工事件名	壱岐小学校講堂兼体育館改築等工事					
工事概要	【建物概要】 鉄筋コンクリート造3階建 延面積 1,814.87㎡ 【工事内容】 1階:管理諸室(用務員室・相談室・休憩室・PTA会議室 ・資料室)・第2音楽室・多目的室・便所 2階:体育館アリーナ・便所・更衣室・器具室 3階:倉庫 その他外構工事			摘要(別途工事)		
				<ul style="list-style-type: none"> ・電気工事 ・衛生設備工事 ・ガス設備工事 ・木製建具工事 ・黒板工事 ・内部体育施設工事 		
	工事場所	福岡市西区拾六町三丁目				
契約日	平成26年8月13日					
工事期間	平成26年8月14日から平成27年7月20日まで					
入札方法	総合評価方式による制限付一般競争入札					
請負者	福岡市中央区大手門一丁目5番1号 株式会社 黒木工務店					
契約金額	407,160,000 (内消費税及び地方消費税額 30,160,000円)					
予定価格	426,524,400 (内消費税及び地方消費税額 31,594,400円)					
最低制限価格	383,871,960 (内消費税及び地方消費税額 28,434,960円)					
入札等経緯 及び結果	入札参加業者			技術評価点(A) 標準点(100点)+加算点	入札金額(B) (単位:円)	評価値 (A)/(B)×α
	区 分	業 者 名				
	1	地場	(株)黒木工務店	119.684	377,000,000	31.7464
	2	地場	香椎建設(株)	113.500	377,800,000	30.0423

※評価値の計算式中のαは、「100,000,000」としている。

技術評価項目の内容

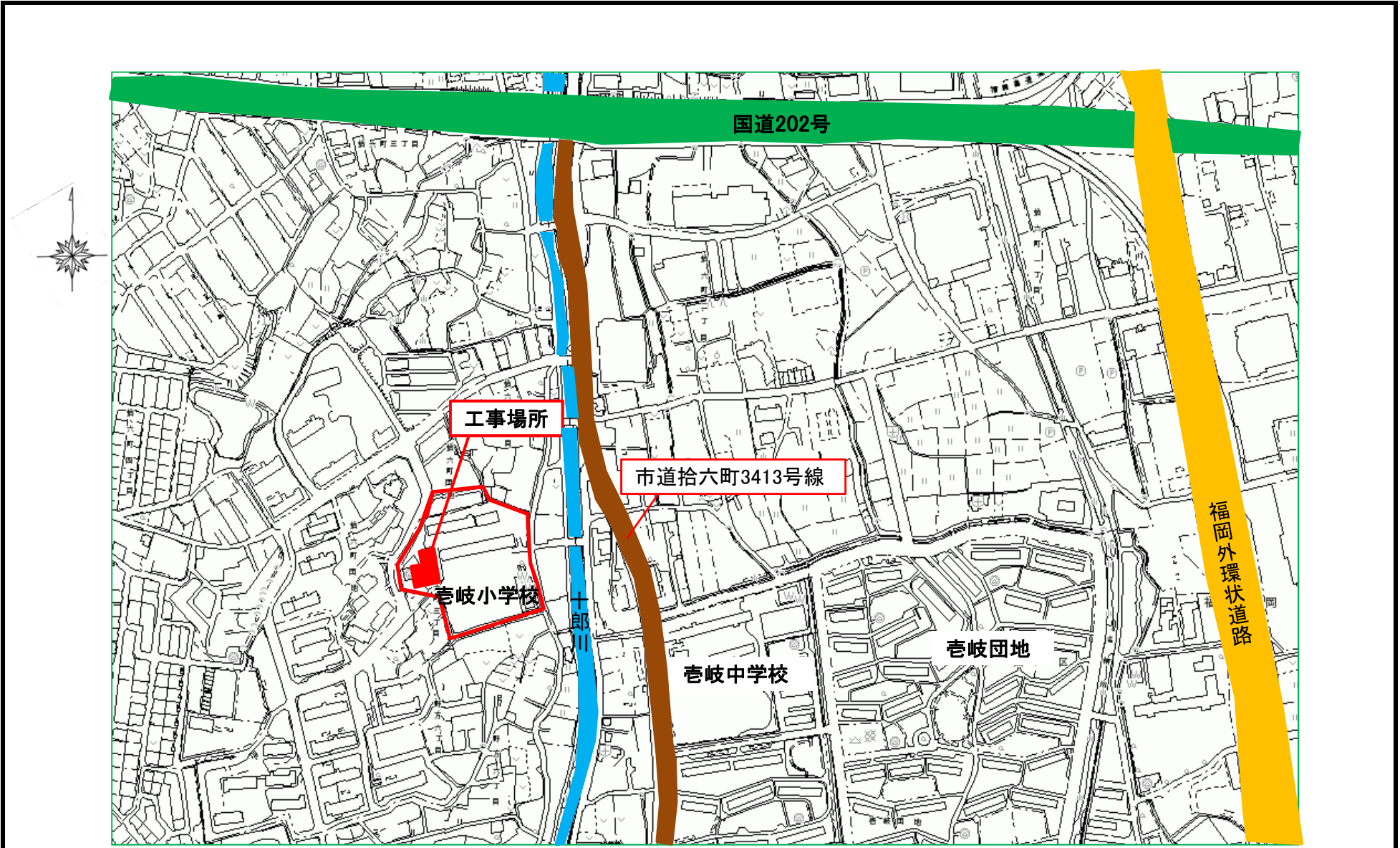
工事件名： 壱岐小学校講堂兼体育館改築等工事

評価分類		評価項目	着目点等
提案項目	技術提案	項目1 コンクリートの構造躯体の品質確保について	本工事は、災害時等に地域住民の避難場所として使用されることから、構造躯体の安全性・耐久性を向上させる品質確保が重要となる。この為、密実で良質な構造体コンクリートとするための施工方法等について、有効な提案を求める。
企業評価項目	企業の施工能力	工事成績の実績	平成16年4月1日から平成26年4月30日までの間に竣工し、本市の「工事成績評定通知書」を受領した工事において、工事成績評定の良い者を優位に評価する。
		工事成績優良業者の表彰実績	平成24年6月12日から平成26年6月11日までの間に、本市より工事成績優良業者として表彰を行う旨通知(同通知後、表彰の取り消しを通知されたものは除く)された者を評価する。
		同種工事の施工実績	地上3階建以上のSRC・RC造の建物の新築・改築工事の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工実績のある者を優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年6月11日までの間。
		品質管理への取り組み	「ISO9001」の取得のある者を優位に評価する。 対象期間は、平成26年6月12日時点で有効期限内であること。
	技術者の能力	資格の保有状況	配置予定技術者の該当資格の保有期間の長い者を優位に評価する。
		同種工事の施工経験	地上3階建以上のSRC・RC造の建物の新築・改築工事の施工実績で、かつCORINSに登録している工事(JV工事構成員の実績も含む)の施工経験があれば優位に評価する。 対象期間は、竣工が平成16年4月1日から平成26年6月11日までの間。
	社会貢献・地域貢献	社会貢献・政策貢献	福岡市より、「障がい者雇用企業」、「環境配慮型事業所」、「次世代育成・男女共同参画支援企業」として認定されている者を優位に評価する。
		本店所在地	本店が福岡市内に所在し、また福岡市競争入札有資格者名簿に登録された期間が長い者を優位に評価する。

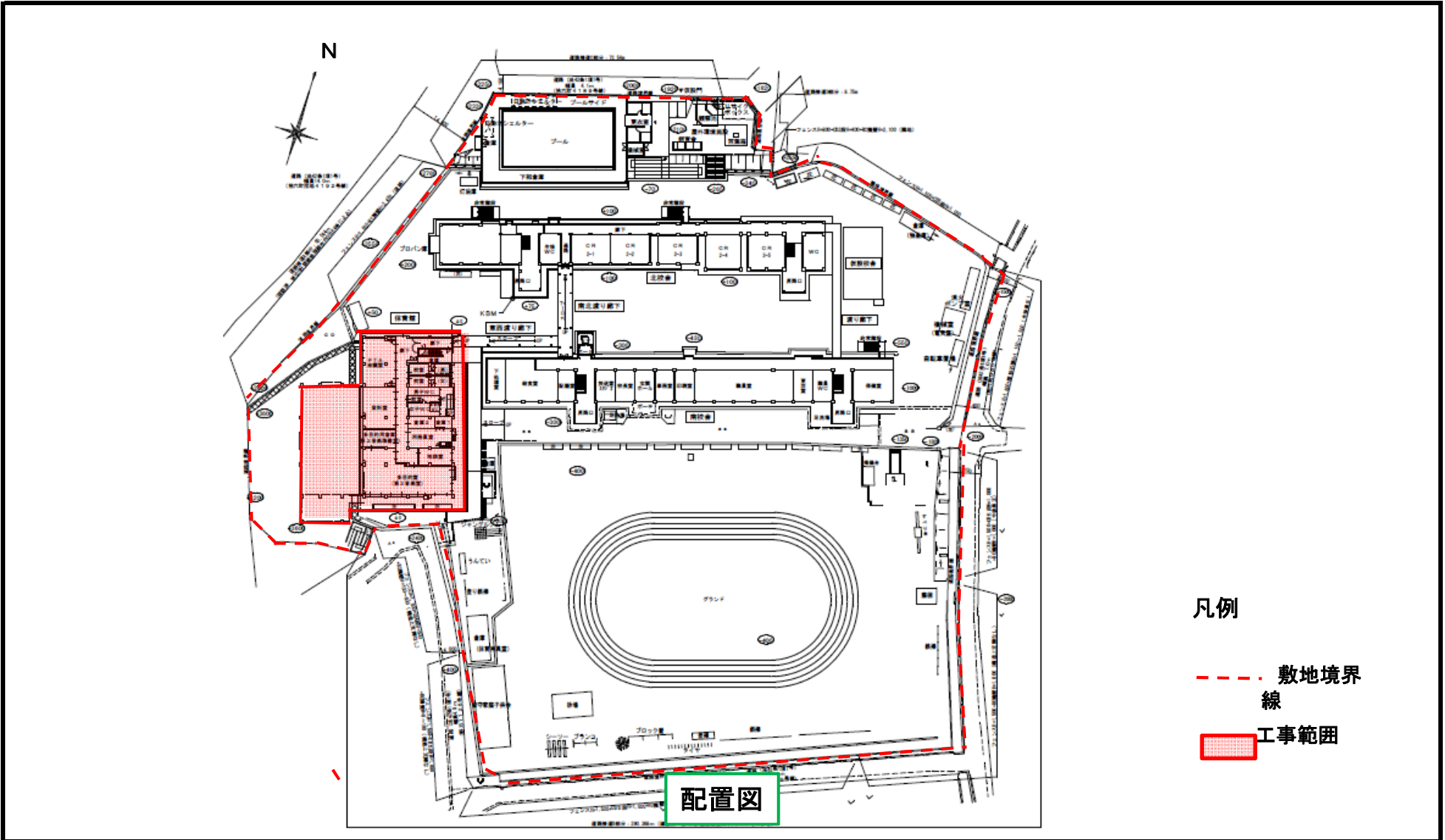
技術評価項目毎評価点一覧

工事件名： 壱岐小学校講堂兼体育館改築等工事

(評価型式)	技術評価項目毎の評価点(加算点内訳)							加算点 合計 (a)	標準点 (b)	技術 評価点 (a+b)
	提案項目			企業評価項目						
	技術提案		小計	企業の 施工能力	技術者の 能力	社会貢献・ 地域貢献	小計			
	項目1	項目2								
I 型	項目1 コンクリートの構造 躯体の品質確保に ついて	項目2								
入札参加者名 配点→	10.000		10.000	7.000	2.000	2.500	11.500	21.500	100.0	121.500
(株)黒木工務店	8.750		8.750	6.934	2.000	2.000	10.934	19.684	100.0	119.684
香椎建設(株)	9.500		9.500	2.000	1.000	1.000	4.000	13.500	100.0	113.500

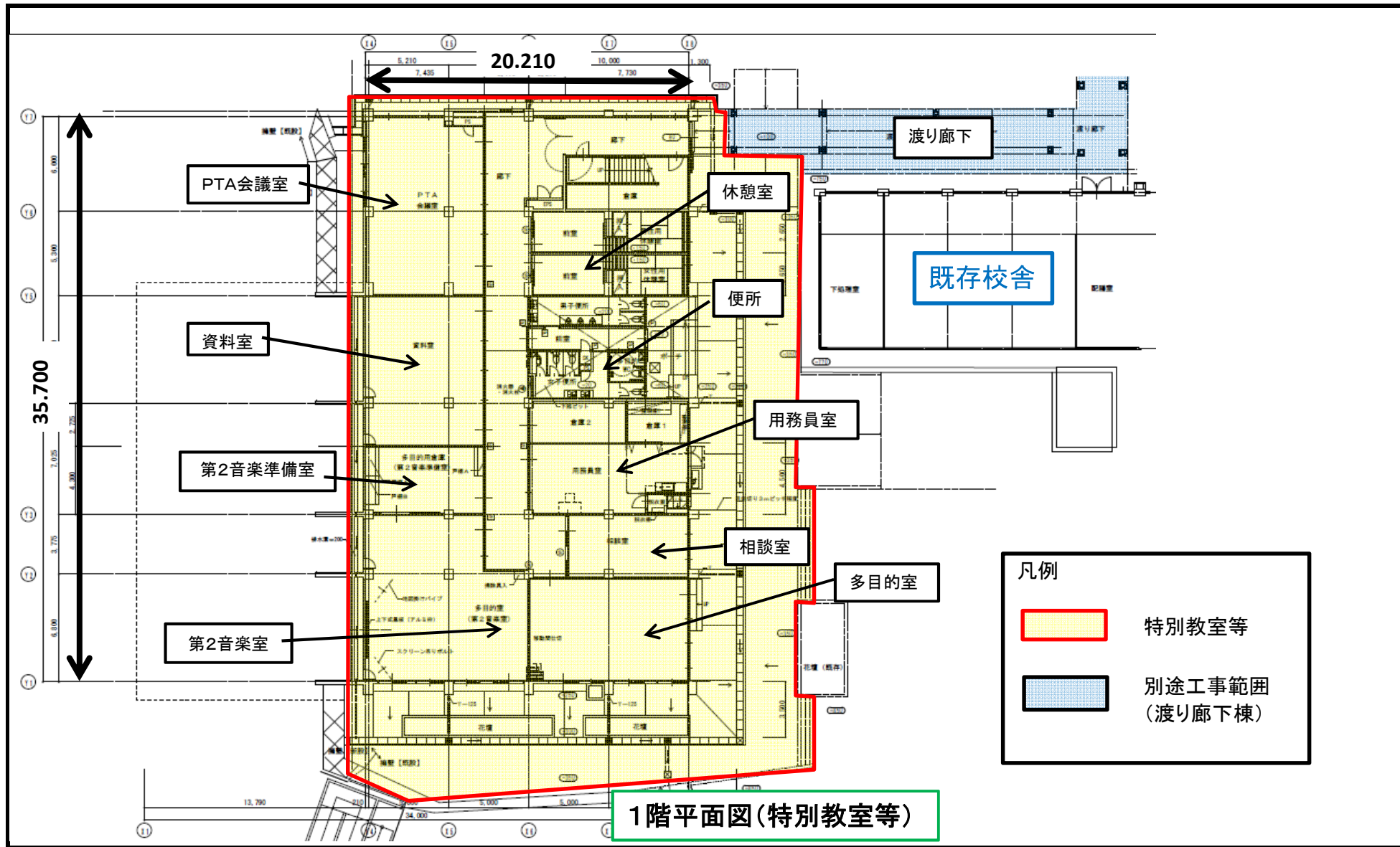


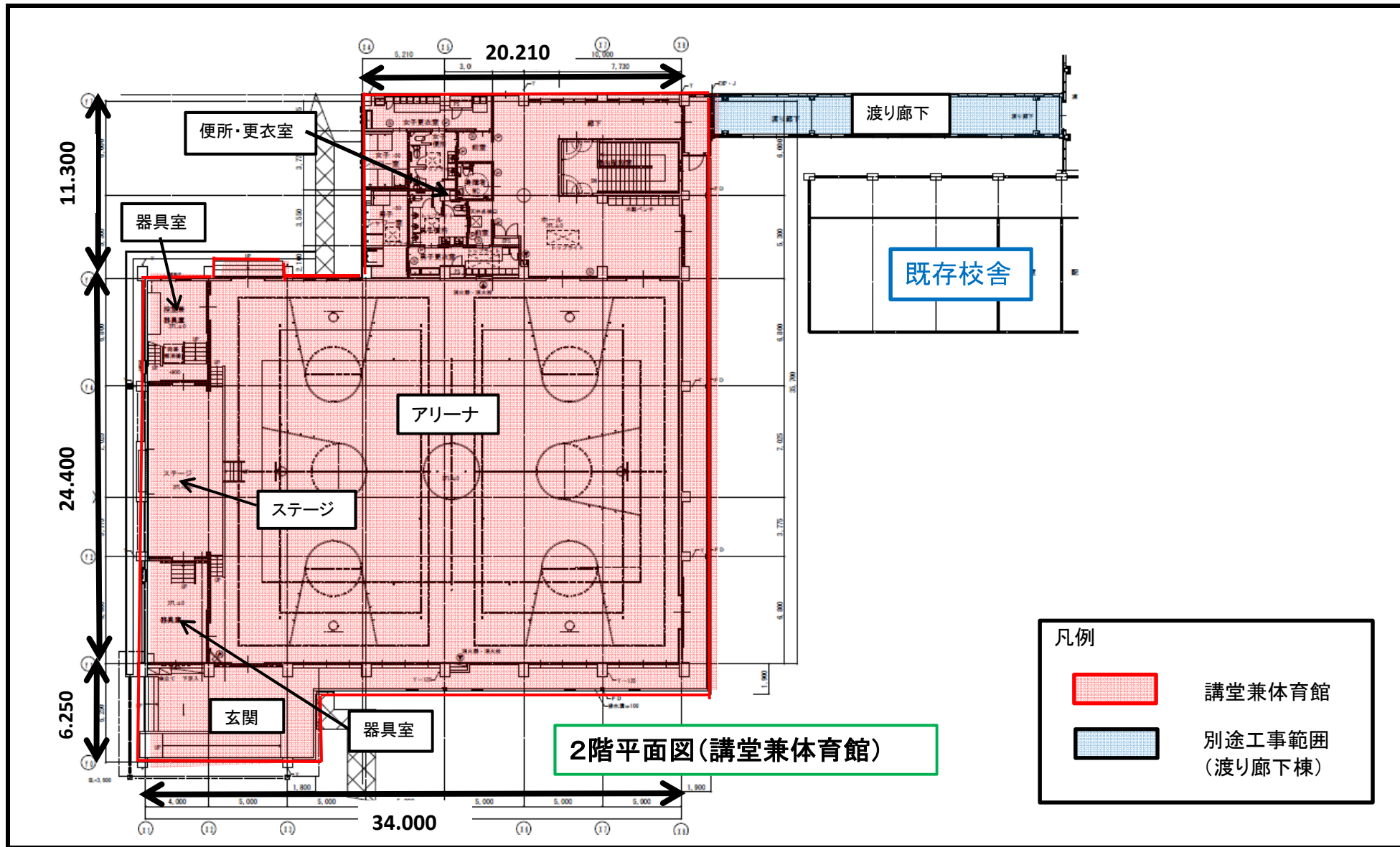
位置図



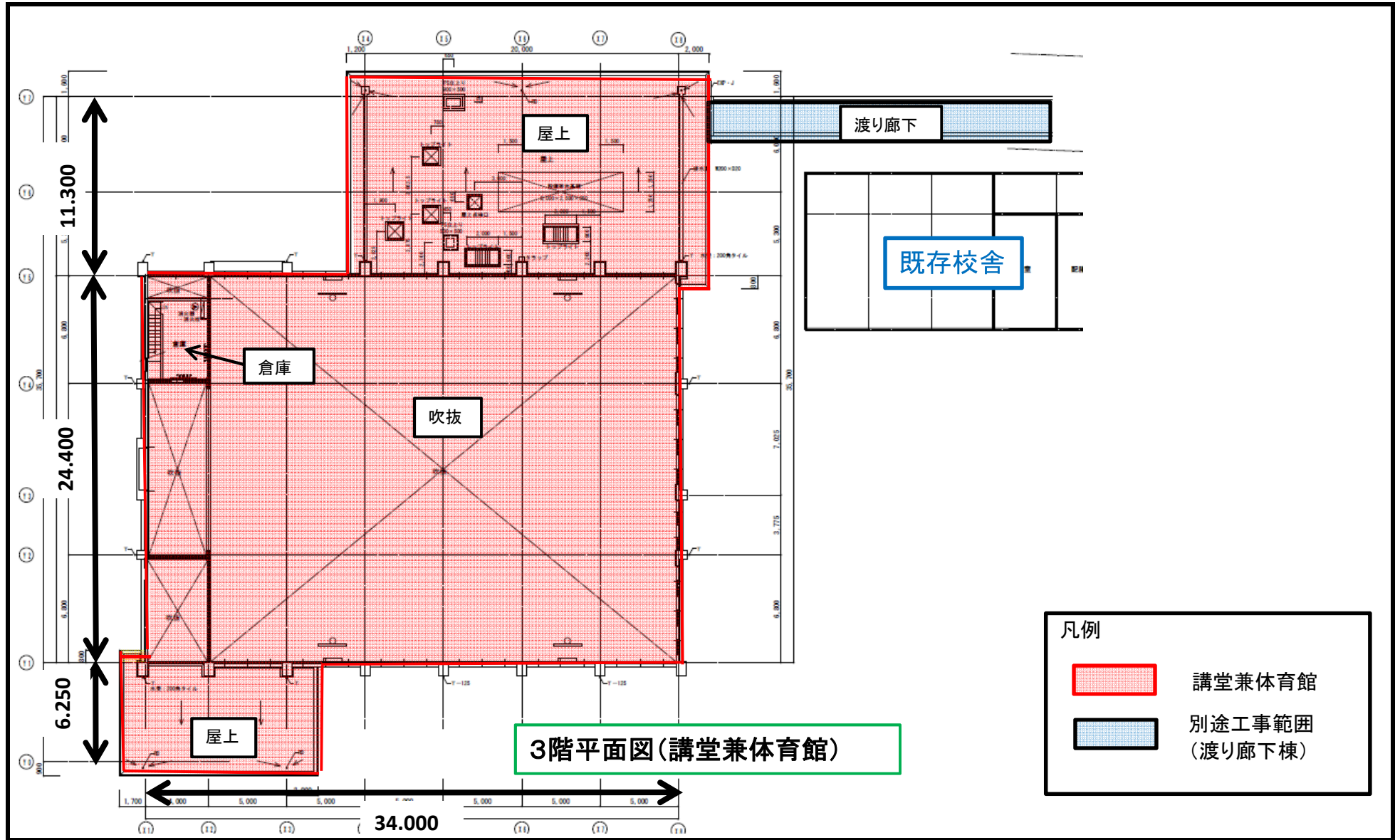
凡例

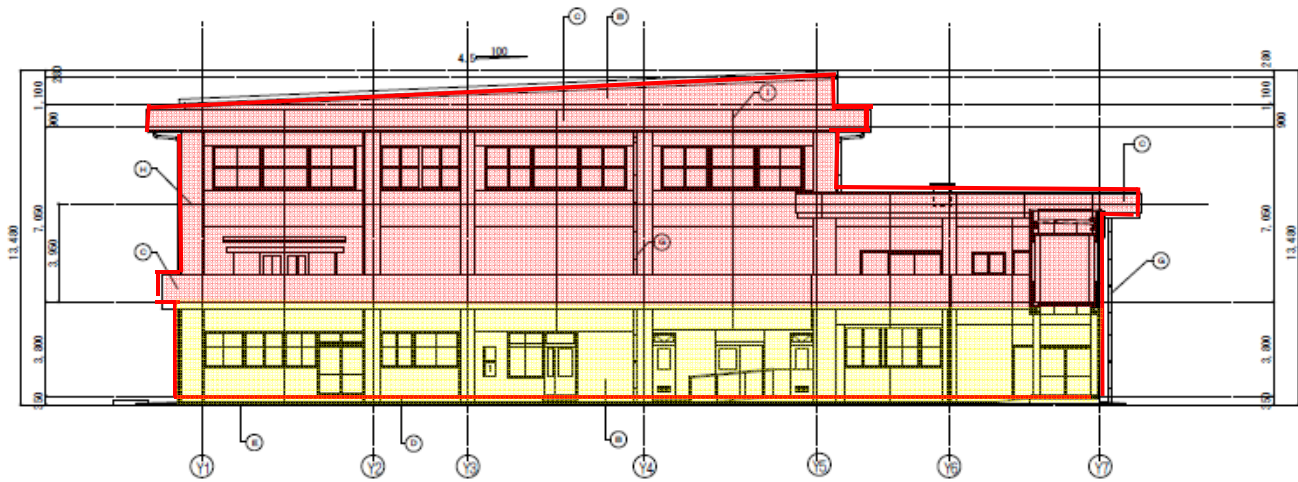
- - - 敷地境界線
- 工事範囲



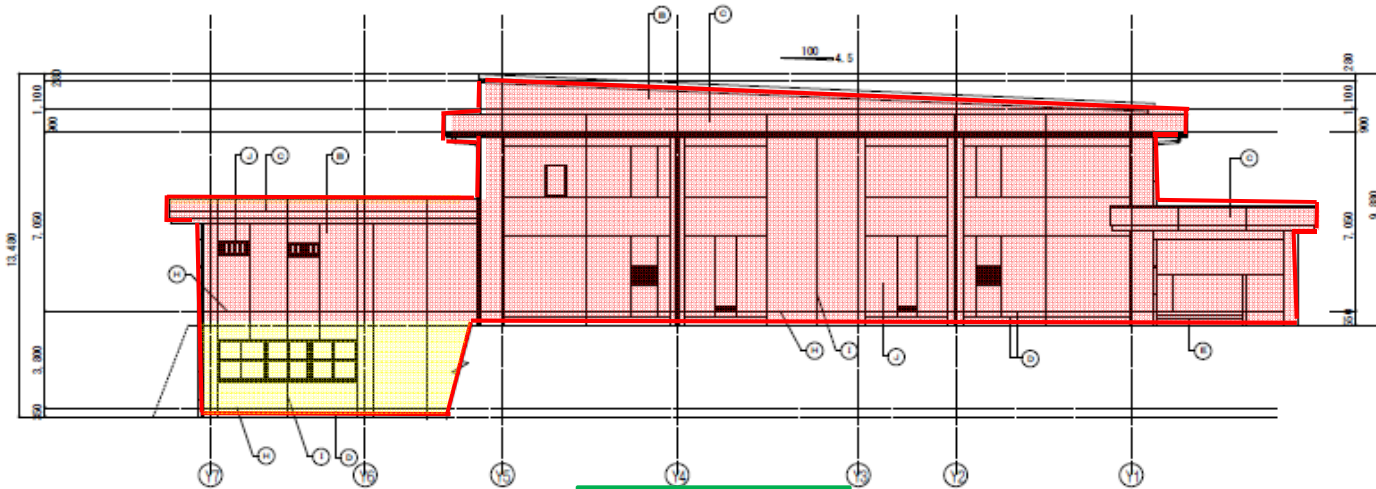


2階平面図(講堂兼体育館)




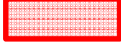


東側立面图



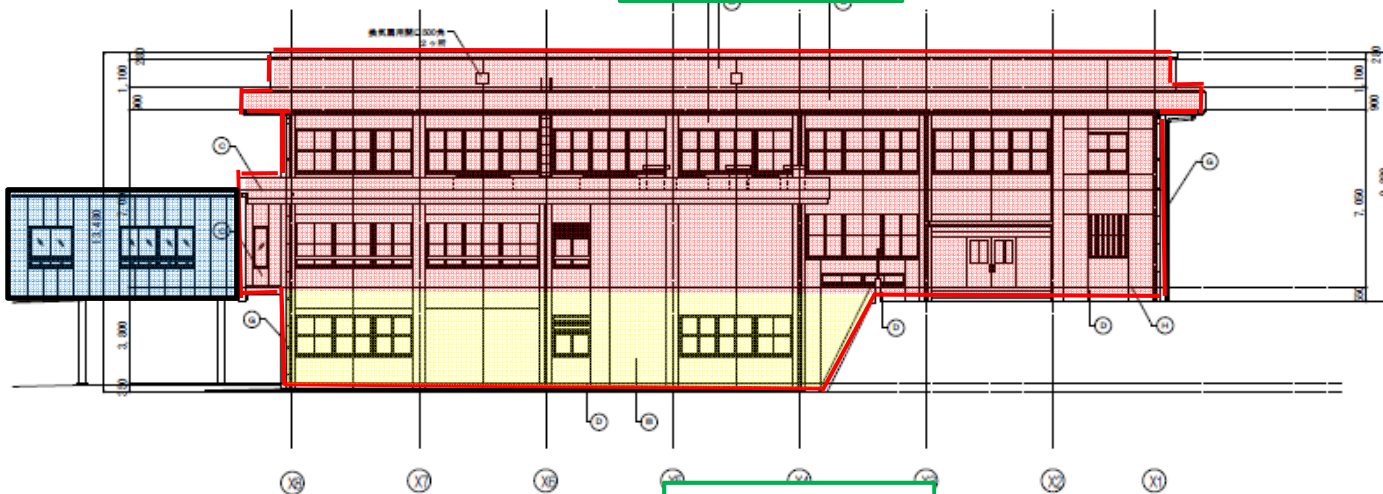
西側立面图

凡例

	特別教室等
	講堂兼体育館



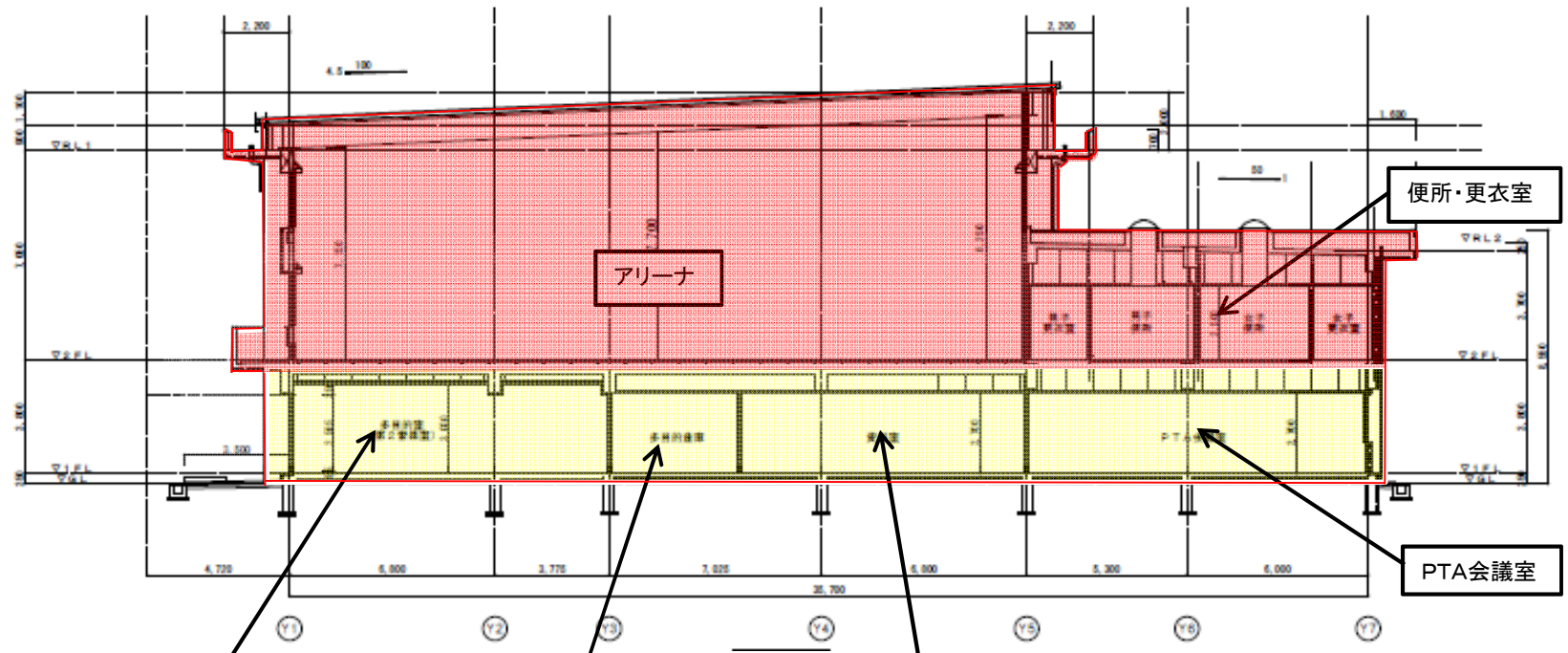
南側立面図



北側立面図

凡例

- 特別教室等
- 講堂兼体育館
- 別途工事範囲
(渡り廊下棟)



第2音楽室

第2音楽準備室

資料室



便所・更衣室

PTA会議室

アリーナ

断面図

凡例

	特別教室等
	講堂兼体育館

福岡市立小学校空調整備事業に係る特定事業の選定について

1 特定事業の選定

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。）第7条の規定に基づき、定量的評価及び定性的評価による客観的評価を行い、小学校空調整備事業（以下「本事業」という。）を特定事業として選定する。

* 特定事業とは

公共施設等の整備等に関する事業で、P F I 事業として実施することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

(1) コスト算出による定量的評価

市が従来手法で実施する場合の財政負担額とP F I 方式により実施する場合の財政負担額を事業期間にわたり年度別に算出し、事業期間での合計額を現在価値換算額により比較した。

この結果、市の財政負担額は、P F I 方式により実施することにより、9%程度の縮減効果を見込むことができる。

(2) P F I 方式により実施することの定性的評価

本事業においてP F I 方式を用いた場合、以下のような定性的な効果が期待できる。

ア 空調設備の一括・早期導入

設計・施工・工事監理、維持管理業務をそれぞれ個別に発注する従来の方法と比べて、P F I 方式においては、空調設備の一括導入が可能となるため、従来型発注で行った場合に生じる地域間・世代間の不公平感が解消され、また夏休み期間中の集中的な施工を行うことで、学校教育への影響を可能な限り低減させつつ導入することが可能となる。

イ 効率的な事業の実施

空調設備の設計・施工・工事監理、維持管理、移設等業務までを一括して事業者任せることにより、要求水準を規定する中で創意工夫による品質確保と、費用の最小化を見据えた整備が図られることが期待できる。

ウ 財政負担の平準化

市が自ら実施した場合は、空調設備の整備費用を整備完了時に一括して支出する必要があるが、P F I 方式で実施する場合は、空調設備の整備費用を事業期間にわたって割賦払いできることから財政負担を平準化することが可能となる。

エ リスク分担の明確化による事業の安定運営

本事業の計画段階において、予め発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、市と事業者との間でその責任分担を明確化することによって、リスク顕在時の適切かつ迅速な対応が可能となるため、安定した事業運営が期待できる。

(3) 評価結果

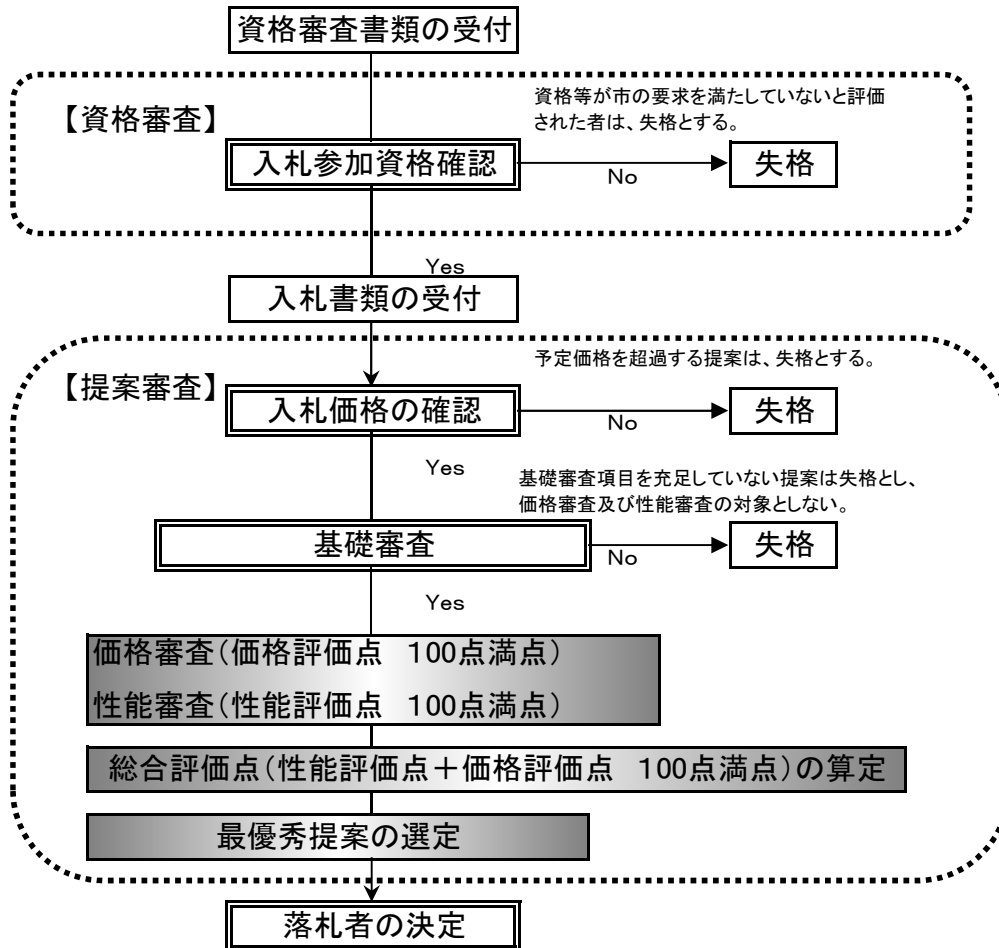
本事業は、P F I 方式で実施することにより、従来手法で実施した場合と比較して、定量的評価において9%程度の財政負担額が削減されることが見込まれ、かつ定性的評価においても高い効果を期待することができる。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適当であると認められるため、P F I 法第7条に基づく特定事業として選定する。

2 落札者決定基準（案）

事業者選定委員会の意見を踏まえ、落札者決定基準（案）を作成した。
 落札者の決定については落札者決定基準に基づき価格審査（100点満点）と性能審査（100点満点）、総合評価点（200点満点）による総合評価を行い、その結果を踏まえ、市が落札者を決定する。

(1) 審査の手順



注) … 福岡市が行う審査等
 … 事業者選定委員会が行う審査等

(2) 価格審査

$$\text{価格評価点} = 100点 \times \frac{\text{提案のうち最も低いライフサイクルコスト}}{\text{当該入札参加者の提示するライフサイクルコスト}}$$

(3) 性能審査

大項目	中項目
事業実施に関する項目 (40点)	事業計画の妥当性
	リスクへの適切な対応及び事業継続性の確保
	地場企業の活用、地域社会・地域経済への貢献
	環境負荷低減への配慮
設備整備に関する項目 (40点)	設計・施工計画、設計・施工体制の妥当性
	空調設備の設計・施工における安全性、快適性、操作性等への配慮
	フレキシビリティへの配慮
維持管理に関する項目 (20点)	維持管理計画、維持管理体制の妥当性及びモニタリングの仕組みの構築
	機能性・効率性への配慮